

本年夏には参議院選挙が予定されています。ぜひ在外選挙人登録を!

大切な未来を築くその権利

在外選挙の制度と手続きについて



在外選挙登録資格

- ① 満20歳以上で
- ② 日本国籍を持っていて
- ③ 海外に3ヶ月以上お住まいの方



公職選挙法の改正により
2016年6月19日において
満18歳以上の方(1998年
6月20日以前の出生者)も
登録申請できます

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、
大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから
住所確認の連絡を受ける

選挙人証の受取

用意するもの



旅券

申請書



居住している事を
証明できる書類

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます



大使館

固定電話
または葉書

選挙人証

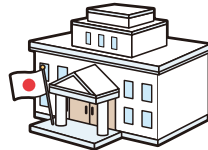


代理で同居家族を通じた申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書[※]、代理の方の旅券をご用意ください。
※領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)
に出向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を請求して、記載の上、登録先
の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?

日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3ヶ月
未満の方は、日本国内でも投票できます。

■平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在メルボルン日本国総領事館 TEL:03-9679-4510 Mail:japanese-consulate@mb.mofa.go.jp 又は 外務省 在外選挙 検索 まで。

外務省